

騒音に係る環境基準等について

1 環境基準とは

環境基準とは、生活環境を保護し、人の健康の保護に資する上で維持することが望ましい基準として、環境基本法（平成５年法律第９１号）で定められているものです。

2 騒音に係る環境基準について

騒音に係る一般地域（道路に面する地域以外の地域）における環境基準は表１のとおりです。

また、表２に掲げる地域に該当する地域（道路に面する地域）については表２の環境基準が適用されます。

表１ 騒音に係る一般地域（道路に面する地域以外の地域）における環境基準

地域の区分		基準値	
		昼間（６：００～２２：００）	夜間（２２：００～翌日の６：００）
Ａ地域	第１種低層住居専用地域 第２種低層住居専用地域 第１種中高層住居専用地域 第２種中高層住居専用地域	５５ デシベル以下	４５ デシベル以下
	第１種住居地域 第２種住居地域 準住居地域		
Ｃ地域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 用途地域の定めのない地域	６０ デシベル以下	５０ デシベル以下

表２ 道路に面する地域における環境基準

地域の区分	基準値	
	昼間（６：００～２２：００）	夜間（２２：００～翌日の６：００）
Ａ地域のうち２車線以上の車線を有する道路に面する地域	６０ デシベル以下	５５ デシベル以下
Ｂ地域のうち２車線以上の車線をＣ地域のうち車線を有する道路に面する地域	６５ デシベル以下	６０ デシベル以下

【備考】

車線とは、１縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車線部分をいう。

表 3 幹線交通を担う道路に近接する空間における環境基準(特例値)

区分	昼間	夜間
屋外	70 デシベル以下	65 デシベル以下
窓を閉めた屋内	45 デシベル以下	40 デシベル以下

注) ①幹線交通を担う道路とは、道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、県道、4車線以上の市町村道、及び一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路をいう。

②近接する空間とは、道路端からの距離が2車線以下では15m、3車線以上では20mの区間をいう。

③窓を閉めた屋内の基準を適用することができるのは、個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときである。

3 自動車騒音に係る規制(要請限度)

指定地域における自動車騒音の測定結果が、表4に示す基準(要請限度)を超過していることにより、道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると認められるときは、都道府県公安委員会に対して道路交通法の規定による措置を講じることを要請することができます。(騒音規制法第17条第1項)
また、上記の他、道路管理者(国、都道府県、市町村等)に対して、道路構造の改善その他自動車騒音の大きさの減少に資する事項に関して意見を述べることができます。(騒音規制法第17条第3項)

表 4 自動車騒音に係る要請限度

地域の区分	基準値	
	昼間(6:00~22:00)	夜間(22:00~翌日の6:00)
a 地域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65 デシベル以下	55 デシベル以下
a 地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	70 デシベル以下	65 デシベル以下
b地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル以下	70 デシベル以下
幹線道路を担う道路に近接する空間(特例値)	75 デシベル以下	70 デシベル以下

※幹線交通を担う道路に近接する空間については、表4に関わらず、特例値として昼間：75 デシベル 夜間：70 デシベルの要請限度が適用されます。